

教職員の懲戒処分について

1 職員の所属・職階・年齢等

丸亀市内の公立小学校 講師 西谷 優太 27歳 男

2 発令内容

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 発令理由

自宅において、10歳代の男性に対して、わいせつな行為を行い、その行為を携帯電話機で撮影し、動画データを保存した。

また、同場所において、同男に対して、携帯電話機からメッセージを繰り返し送信し、繰り返し電話をかけた。

かかる行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当すると認められる。

5 退職手当の支給制限

懲戒免職を行う上記職員に対し、香川県退職手当条例第10条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しない。